



Saitama-city E.I.A.



さいたま市の環境影響評価制度

私たちのまち「さいたま市」には、首都圏有数の自然資源である見沼田圃や荒川があり、市街地には豊かな緑と水、多様な生物の生息する樹林地等が広く分布しております。

人が豊かな暮らしをするためには、交通の便をよくするために道路や鉄道を整備したり、住みよいまちづくりのために土地区画整理を行うことも必要なことです。しかし、いくら必要な事業であっても、希少な動植物が失われたり、著しい騒音や振動が発生したり、環境に悪い影響を与えてよいものではありません。

市では、大都市としてより積極的に環境問題に取り組み、環境と共生する都市の実現を図るため、さいたま市の環境影響評価制度を実施しています。

環境影響評価制度においては、事業による環境への影響を、調査、予測及び評価し、その結果を公表することにより広く意見を求め、市民、事業者及び市が協力して、よりよい事業計画となるように進めてまいります。

環境影響評価とは・・・

大規模な開発事業の実施が環境に及ぼす影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、その結果を公表するとともに、環境の保全の見地からの市民などの意見を取り入れ、環境の保全のための措置を講じることにより、事業の実施に伴う環境への影響をできる限り少なくしようとするものです。



● お問い合わせ先

さいたま市 環境局 環境共生部 環境対策課
〒330-9588
埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
TEL 048-829-1332
FAX 048-829-1991
E-Mail kankyo-taisaku@city.saitama.lg.jp
ホームページ http://www.city.saitama.jp/index.html